

褥瘡予防に関する指針
介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)
神津島やすらぎの里

事業者
社会福祉法人 つつじ会
神津島やすらぎの里

作成日 令和6年3月27日

1.本指針の目的

高齢者は低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがあります。特に施設を利用しておられる方には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多くおられ、そのリスクは高いと思われまます。私達は、こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、多職種協働のもと質の高いサービスの提供を目指してこの指針に従い、褥瘡発生予防に対する体制を確立し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うことを目指します。

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発214厚生省老人保健福祉局長通知)」における「(介護)第16条5特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」として、定めるものです。

2.褥瘡発生予防に向けての基本方針

- (1)褥瘡発生予防に対する体制の整備 当施設では、褥瘡発生の予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応については委員会で対応します。
- (2)多職種協働によるチームケアの推進 各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。
- (3)専門家との連携 外部の褥瘡予防等の専門家とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組みます。
- (4)職員に対する教育・研修 褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的実施し、職員の教育に努めます。

3.褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1)褥瘡対策委員会の設置

- ① 設置の目的 利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及びケア提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡対策委員会を設置する。
- ② 褥瘡対策担当者 看護職員 浜川公代
- ③ 褥瘡対策委員会の構成
ア)施設長 イ)医師 ウ)看護職員 エ)生活相談員 オ)介護支援専門員
カ)栄養士 キ)介護職員 ク)機能訓練指導員
- ④ 褥瘡対策委員会の開催
毎月、開催します。必要時には、随時開催します。
- ⑤ 褥瘡対策委員会の役割
ア)褥瘡予防、及び発生時に向けた対応の検討
イ)施設サービス計画の作成へ出席、参加 各種、計画立案
ウ)各種マニュアル、様式等の見直し追加

エ) 適切な福祉用具等の選定

4. 褥瘡発生予防及び治療の対応 褥瘡発生予防と早期対応のため、以下によって対応します。

- ① リスクの評価 早期の対応を行うため、OHスケールを用いて、褥瘡発生のリスクを評価しハイリスク者を抽出する。
- ② 褥瘡発生予防及び治療の実施 別紙「褥創予防治療の進め方(フローチャート)」に従って行います。

5. 褥瘡発生予防に関する各職種の役割 各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長)

褥瘡発生予防の総括管理

(医師)

定期的な診察・処置方法の指示

協力病院との連携を図る。

(看護職員)

医師または協力病院の連携を図る。

褥瘡処置への対応

褥瘡ケア計画の作成と経過記録の整備

個々に応じた体位交換、安楽な坐位確保の工夫

褥瘡発生予防の計画立案

職員への指導

(栄養士)

褥瘡の状態把握と栄養管理

栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理

食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫

(生活相談員・介護支援専門員)

褥瘡ケア計画に基づくチームケア

外部の専門機関との連絡調整

家族への対応

褥瘡発生予防の取り組みと体制作り

(介護職員)

きめ細やかなケアと衛生管理に努める

ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持

個々に応じた体位交換と安楽な坐位の工夫

褥瘡の状態観察と記録の整備把握

苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション

褥瘡発生予防の取り組み

6. 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介護機器等の専門家の積極的に連携し、スキルアップを図ります。

7. 職員に対する教育・研修

- (1) より質の高いケアを提供するにあたり基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を実施します。
- (2) 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず褥瘡発生のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

※本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとします。

付則

この指針は、令和6年3月27日より施行する。